平成２４年（フ）第６０号
福岡県柳川市三橋町白鳥610番地14
債務者　久保　剛淳
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
大分市大字奥田822番地の３　首藤ビル302
債務者　小仲　るみ
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９８号
大分県別府市野口元町２番２号、住民票上の住所大分市大字入蔵169番地
債務者　小仲千恵子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３４号
大分市大字上判田5530番地の47
債務者　中西亜紀子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６８号
大分市政所１丁目11番16号　エグゼコート大在Ⅱ405
債務者　高井　勝利
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９号
宮崎県都城市庄内町12630番地２
債務者　池内　治男
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１１９号
宮崎県日向市北町１丁目29番地ドリームハイツ201号
債務者　是澤　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１２８号
宮崎県延岡市緑ケ丘３丁目15番42―104号市営住宅２―32
債務者　高橋ナツ子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第３６５号
鹿児島県鹿児島市草牟田１丁目３番15号　ＲＢハイツⅠ210号
債務者　田中　大樹
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿屋市新川町6074番地３　白崎ハイツ401号、前住所鹿児島県鹿屋市西原４丁目13番１号　第３プリンスマンション103号
債務者　大久保美恵（旧姓石見）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
奈良市大宮町６丁目４番地の３　平成新大宮ビル402号
債務者　都外川哲男
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２７３号
奈良県生駒市門前町12番12号
債務者　吉冨　公士
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２８４号
奈良市三条大路５丁目２番16号　林テラスＣ棟３号
債務者　猪口なぎさ
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２３６号
岩手県八幡平市松尾第５地割377番地、旧住所盛岡市東松園４丁目12番15―32号
債務者　田村　健司
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５３号
宮城県石巻市流留字沖21番地114、前住所宮城県東松島市大曲字上納南37番地
債務者　渡邊　輝一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
富山市石金２丁目６番23―201号　ＡＸＩＳ石金、前住所和歌山市鳴神184番地の35
債務者　太田　光一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７６号
広島県福山市内海町イ634番地１　市営住宅小用地団地122号
債務者　藤原美和子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係